**第十九条**　法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ヨ　略］

タ　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

［レ～オ　略］

［二～六　略］

**第二十条**　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十二　略］

十三　地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務　第三号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

十四　地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号及び次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務　第三号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報

［十五～二十三　略］

**第二十一条**　法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～七　略］

八　地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務　第五号に掲げる情報

九　地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　第五号に掲げる情報

［十～十五　略］

**第二十二条の三**　法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十七　略］

十八　私立学校教職員共済法施行規則第四条の十三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

---

**第十九条**　［同上］

一　［同上］

［イ～ヨ　同上］

タ　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第八条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

［レ～オ　同上］

［二～六　同上］

**第二十条**　［同上］

［一～十二　同上］

十三　地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務　第二号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

十四　地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号及び次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務　第二号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報

［十五～二十三　同上］

**第二十一条**　［同上］

［一～七　同上］

八　地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務　前号に掲げる情報

九　地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　第二号に掲げる情報

［十～十五　同上］

**第二十二条の三**　［同上］

［一～十七　同上］

十八　私立学校教職員共済法施行規則第四条の十三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による限度額適用の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報